

岐阜県公報

号外(三) 平成三十一年四月一日

目次

規 則

知事が保有する公文書の公開等に関する規則の一部を改正する規則	(法務・情報公開課)	二 ^{ページ}
知事が取り扱う個人情報に関する岐阜県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	二
知事の所管する手続等に係る岐阜県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(行政管理課)	二
岐阜県医療法施行細則の一部を改正する規則	(医療整備課)	二
岐阜県保健師助産師看護師法施行規則の一部を改正する規則	(医療福祉連携推進課)	五
岐阜県医学生修学資金貸付規則の一部を改正する規則	(同)	一
岐阜県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則	(保健医療課)	二
岐阜県福祉友愛プール条例施行規則の一部を改正する規則	(障害福祉課)	一六
教育委員会規則	(教職員課)	一六
企業管理規程	(水道企業課)	四二
岐阜県公営企業に係る企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する規程	(水道企業課)	四二

訓 令 甲

岐阜県公文書規程の一部を改正する訓令 (法務・情報公開課) 四二
 岐阜県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令 (職員厚生課) 四三

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)

発行

(休日) (とき) (翌日)

平成三十一年四月一日

規則

知事が保有する公文書の公開等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成三十一年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第四十六号

知事が保有する公文書の公開等に関する規則の一部を改正する規則

知事が保有する公文書の公開等に関する規則（平成七年岐阜県規則第六号）の一部を次のように改正する。

第八条中「岐阜県公報に登載して行う」を「県が開設するインターネットのホームページに掲載して行うものとする」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

知事が取り扱う個人情報に関する岐阜県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第四十七号

知事が取り扱う個人情報に関する岐阜県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

知事が取り扱う個人情報に関する岐阜県個人情報保護条例施行規則（平成十一年岐阜県規則第八号）の一部を次のように改正する。

第十四条中「岐阜県公報に登載」を「県が開設するインターネットのホームページに掲載」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

知事の所管する手続等に係る岐阜県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第四十八号

知事の所管する手続等に係る岐阜県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

知事の所管する手続等に係る岐阜県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成十六年岐阜県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表中一の項及び二の項を削り、三の項を一の項とし、四の項から十一の項までを二項ずつ繰り上げる。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第四十九号

岐阜県医療法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県医療法施行細則（平成十二年岐阜県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

第十五条の見出し中「診療用放射性同位元素等」を「陽電子断層撮影診療用放射性同位元素等」に改め、同条第一項中「診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素」を「陽電子断層撮影診療用放射性同位元素又は同条第八号の二に規定する診療用放射性同位元素」に改める。

第十六条第四項中「診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素」を「陽電子断層撮影診療用放射性同位元素又は同条第八号の二に規定する診療用放射性同位元素」に改める。

別記第二十二号様式を次のように改める。

第 2 2 号様式 (第 1 5 条関係)

年 月 日

保健所長 様

病院 (診療所) の所在地
 病院 (診療所) の名称
 管理者氏名

印

(陽電子断層撮影診療用放射性同位元素
 診療用放射性同位元素) 設置届出書

下記のとおり医療法施行規則第 2 4 条第 8 号に規定する陽電子断層撮影診療用放射性同位元素 (同条第 8 号の 2 に規定する診療用放射性同位元素) を備えるので、医療法第 1 5 条第 3 項の規定により届け出ます。

記

病院 (診療所) の名称							
病院 (診療所) の所在地		電話番号 ()					
陽電子断層撮影診療用放射性同位元素 (診療用放射性同位元素) に関する事項	種 類						
	形 状						
	本年の使用予定数量(Bq)						
	最大貯蔵予定数量(Bq)						
	1 日の最大使用予定数量 (Bq)						
	3 月間の最大使用予定数量 (Bq)						
陽電子断層撮影診療用放射性同位元素 (診療用放射性同位元素) を使用する医師又は歯科医師の氏名及び経歴	氏 名	職 種	放 射 線 診 療 に 関 する 経 歴				
予 定 使 用 開 始 年 月 日		年 月 日					

添付書類

- 1 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素 (診療用放射性同位元素) 使用室、貯蔵施設、運搬容器及び廃棄施設並びに陽電子断層撮影診療用放射性同位元素 (診療用放射性同位元素) により治療を受けている患者を入院させる病室の放射線障害の防止に関する構造設備及び予防措置の概要
- 2 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素 (診療用放射性同位元素) 使用室、貯蔵施設、廃棄施設、治療病室の平面図及び側面図
- 3 放射線量測定結果報告書又は遮蔽計算書

岐阜県保健師助産師看護師法施行規則の一部を改正する規則

岐阜県保健師助産師看護師法施行規則（昭和三十四年岐阜県規則第四百十九号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式及び別記第二号様式を次のように改める。

別記

第1号様式 (第3条関係)

岐阜県収入証紙 (申請者が消印しないこと。)

准看護師免許申請書

都 道 府 県	施行准看護師試験合格
合格年月日	年 月 日 受験番号

- 1 罰金以上の刑に処せられたことの有無 (有の場合、その罪、刑及び刑の確定年月日)
有 ・ 無 _____
- 2 准看護師の業務に関し犯罪又は不正の行為を行ったことの有無 (有の場合、違反の事実及び年月日)
有 ・ 無 _____
- 3 出願後の本籍又は氏名の変更の有無 (有の場合、出願時の本籍又は氏名)
有 ・ 無 _____

上記により、准看護師免許を申請します。

年 月 日	登 録 番 号	※
本 籍 (国籍)	都 道 府 県	登 録 年 月 日
住 所	(〒 —)	
ふりがな	性 別	
氏 名	男 ・ 女	
生年月日	年 月 日生	電 話 番 号 () —

岐阜県知事様

添付書類

- 1 医師の診断書 (発行の日から1か月以内)
- 2 戸籍抄 (謄) 本又は住民票の写し (本籍の記載があり、個人番号の記載がないもの) (発行の日から6か月以内)

県の受付印	保健所の受付印
※	※

なお、日本の国籍を有しない者は、次の書類を添付してください。

- (1) 中長期在留者及び特別永住者：住民票の写し (国籍等の記載があり、個人番号の記載がないもの)
 - (2) 短期在留者：旅券その他の身分を証明する書類の写し
- (注意) 1 ※印の欄には、記入しないでください。
 2 該当する不動文字を○で囲んでください。
 3 黒ボールペンを用い、楷書ではっきり記入してください。
 4 生年月日を記入する際には、元号で記入してください。ただし、日本国籍を有しない者については、西暦で記入してください。
 5 岐阜県以外の都道府県において実施した試験に合格した者は、合格証書の写しを添付してください。※なお、申請の際には、当該合格証書を持参し、原本照合を受けてください。

第2号様式 (第3条関係)

岐阜県収入証紙 (申請者が消印しないこと。)

年 月 日

岐阜県知事様

住 所	(〒 —)
ふりがな	
氏 名	

准看護師籍訂正・免許証書換え交付申請書

次のとおり、記載事項に変更を生じたので、准看護師籍訂正・免許証書換え交付を申請します。

登録番号		登録年月日	年 月 日
変更理由		変更年月日	年 月 日
	変 更 前	変 更 後	
本 籍 (国籍)	都 道 府 県	都 道 府 県	
ふりがな			
氏 名			
生年月日	年 月 日	性 別	男 ・ 女

登 録 番 号	※	登 録 年 月 日	※
県 の 受 付 印		保 健 所 の 受 付 印	
※		※	

添付書類

- 1 提出期限 (30日) を過ぎたときは、遅延理由書
- 2 戸籍抄 (謄) 本 (発行の日から6か月以内)

なお、日本の国籍を有しない者は、次の書類を添付してください。

- (1) 中長期在留者及び特別永住者：①住民票の写し (国籍等の記載があり、個人番号の記載がないもの)、②変更事項を証明する書類
- (2) 短期在留者：①旅券その他の身分を証明する書類の写し、②変更事項を証明する書類
- 3 免許証

- (注意) 1 ※印の欄には、記入しないでください。
 2 該当する不動文字を○で囲んでください。
 3 黒ボールペンを用い、楷書ではっきり記入してください。
 4 生年月日を記入する際には、元号で記入してください。ただし、日本国籍を有しない者については、西暦で記入してください。

別記第三号様式備考第三号を同様式備考第五号とし、同様式備考第二号中「場合に」を「とき」に改め、同号を同様式備考第四号とし、同様式備考第一号の次に次の二号を加える。

- 2 免許証の原本（添付できないときは、申立書）を添付すること。
 - 3 弁護士免許取得による登録抹消申請のときは、弁護士免許証の写しを添付すること。
- 別記第四号様式を次のように改める。

第 4 号様式 (第 3 条関係)

岐阜県収入証紙 (申請者が消印しないこと。)

年 月 日

岐阜県知事様

住 所 (〒 —)
ふりがな
氏 名

准看護師免許証再交付申請書

次の免許証を 損傷 ・ 亡失 したので、再交付を受けたく 免許証 ・ 関係書類
を添えて申請します。

Table with 5 rows: 登録番号, 登録年月日, 本籍(国籍), ふりがな, 氏名, 生年月日. Includes fields for 都道府県, 申請の理由, 性別, 男・女.

- 添付書類 1 再交付に関する調査及び意見書
2 亡失した理由が盗難、火災その他のり災等の場合であって、その事実を警察官署、消防署等で証明できるものについては、当該証明書
3 戸籍抄(謄)本又は住民票の写し(本籍の記載があり、個人番号の記載がないもの)
(発行の日から6か月以内)
なお、日本の国籍を有しない者は、次の書類を添付してください。
(1) 中長期在留者及び特別永住者：住民票の写し(国籍等の記載があり、個人番号の記載がないもの)
(2) 短期在留者：旅券その他の身分を証明する書類の写し
4 免許証を損傷したときは、その免許証

Table with 2 columns: 登録番号 ※, 登録年月日 ※. Includes 県の受付印 and 保健所の受付印.

- (注意) 1 ※印の欄には、記入しないでください。
2 該当する不動文字を○で囲んでください。
3 黒ボールペンを用い、楷書ではっきり記入してください。
4 生年月日を記入する際には、元号で記入してください。ただし、日本国籍を有しない者については、西暦で記入してください。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岐阜県保健師助産師看護師法施行規則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の岐阜県保健師助産師看護師法施行規則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

岐阜県医学生修学資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第五十一号

岐阜県医学生修学資金貸付規則の一部を改正する規則

岐阜県医学生修学資金貸付規則（平成二十年岐阜県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「十万円」の下に、「（前条第一項の表第一種修学資金の項の地域枠入学者（地域医療コースに係る者に限る。以下「地域医療コース入学者」という。）にあつては、月額二十万円）」を加える。

第六条に次の一項を加える。

4 修学生（地域医療コース入学者に限る。）は、地域医療コースに係る誓約書（別記第四号様式の二）を、知事を経由して地域医療コースの出願に当たり推薦を受けた市町村（以下「推薦市町村」という。）の長に提出するものとする。

第十四条第一項中「臨床研修を県内」の下に、「地域医療コース入学者にあつては、推薦市町村の所在する二次医療圏（医療法第三十条の四第一項の規定により県が定める岐阜県保健医療計画において設定する二次医療圏をいう。以下同じ。）の区域内」を加え、同項の表第一種修学資金の項を次のように改める。

第一種修学資金

次の各号に掲げる修学者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める要件

- 一 第一条第一項の表第一種修学資金の項の地域枠入学者（岐阜県コースに係る者に限る。） 当該修学資金の貸付けを受けた期間の六分の七に相当する期間業務に従事し、つ

ち七分の四に相当する期間を岐阜医療圏（医療法第三十条の四第一項の規定により県が定める保健医療計画において設定する岐阜医療圏をいう。）以外の区域内に所在する知事が指定する医療機関等において勤務したとき。

二 地域医療コース入学者 当該修学資金の貸付けを受けた期間の六分の七に相当する期間業務に従事し、うち七分の四に相当する期間を推薦市町村の所在する二次医療圏の区域内に所在する知事が指定する医療機関等（当該七分の四に相当する期間のうち二分の一以上に相当する期間にあつては、原則として推薦市町村の区域内に所在する知事が指定する医療機関等）において勤務したとき。

第十四条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に、「業務従事期間の」を「同項の規定により修学資金の返還債務の全部を免除するものとされる要件である業務に従事した期間（以下「業務従事期間」という。）の」に、「第一種修学資金の借受人にあつては四年、第二種修学資金の借受人にあつては指定勤務期間」を「知事が指定する医療機関等において勤務する期間」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を第三項とし、同条第五項中「第三項」を「第二項」に、「次の各号に掲げる修学資金の種類に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる」を「その他勤務期間に算入することとする」に改め、同項各号を削り、同項を同条第四項とし、同条第六項を第五項とし、第七項から第九項までを一項ずつ繰り上げる。

別記第一号様式中

「	第1種修学資金	を
「	第2種修学資金	を
「	第1種修学資金 （ ）コース 推薦を受けた市町村名（ ）	に

改める。

別記第二号様式中「20日以内に誓約書」を「20日以内に誓約書（岐阜大学医学部医学部の地域枠推薦入試（地域医療コース）を受けて入学した者にあつては、誓約書及び地域医療コースに係る職務書）」に改め、同様式備考ただし書を削る。

別記第四号様式の次に次の一様式を加える。

第 4 号様式の 2 (第 6 条関係)

地域医療コースに係る誓約書

わたくしは、岐阜県医学生修学資金貸付規則に定める修学生としての誇りをもつて、学業に専念し、品位を高め、その趣旨に沿うよう努力することを誓います。なお、修学後は、貴市(町・村)の地域医療に貢献するため、貴市(町・村)の意向により、貴市(町・村)内の医療機関等に医師として従事することを誓います。

年 月 日

貸付決定番号 第 号
氏 名 氏 名 印

市(町・村)長 様

別記第十一号様式

県内業務従事期間 計 (臨床研修を除く。)	年 月 日	うち知事の指定する医療機関等勤務年数 年 月 日
-----------------------------	-------	-----------------------------

県内業務従事期間 計 (臨床研修を除く。)	年 月 日	うち知事の指定する医療機関等勤務年数 年 月 日	うち特に知事の指定する医療機関等勤務年数 年 月 日
-----------------------------	-------	-----------------------------	-------------------------------

なお、回籍後修学コースの申し込みは、

5 平成30年度以前に新規に修学資金の貸付けを受けた者であつて、医師不足の状況を踏まえ知事が特に指定する医療機関において勤務した期間があるものは、「うち特に知事の指定する医療機関等勤務年数」欄にその勤務期間を記入すること。

封 筒

- この規則は、公布の日から施行する。
- 改正後の岐阜県医学生修学資金貸付規則の規定は、この規則の施行の日以後に新規に貸付けを受ける者に係る修学資金について適用し、同日前に新規に貸付けを受けた者に係る修学資金については、なお従前の例による。

岐阜県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十一年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第五十二号

岐阜県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

岐阜県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(昭和六十三年岐阜県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

第二条を削る。

第三条中「規定による」を削り、「別記第二号様式(次条において「申請書」といふ。)」を「別記第一号様式」に改め、同条を第一号とす。

第四条を削る。

第五条中「別記第四号様式」を「別記第二号様式」に改め、同条を第三号とす。

第六条を削る。

第七条中「前条第一項」を「法第二十七条第一項又は第二項」に、「別記第七号様式」を「別記第三号様式」に、「措置保健所長等」を「知事」に改め、同条を第四号とす。

第八条から第十条までを削る。

第十一条第一項中「又は所管保健所長」を削り、「前条の調査」を「法第三十一条の規定」に、「入院費用徴収額決定通知書(別記第十四号様式)」を「当該徴収額」に、「送付しなければならぬこと」を「通知するものこと」に改め、同条第二項中「規定により徴収する金額」を「徴収額」に改め、同条第三項中「通知書を受理した」を「規定による通知を致した」に、「別記第十五号様式」を「別記第四号様式」に改め、「又は所管保健所長」を削り、同条第四項中「又は所管保健所長」を削り、「入院費用徴収額」を「規定による徴収額」に、「再調査を行う」を「当該」に改め、同条第五項を削り、同条を第五号とす。

徴収額」に、「再調査を行う」を「当該」に改め、同条第五項を削り、同条を第五号とす。

する。

第十二条及び第十三条を削る。

第十四条中「別記第十八号様式」を「別記第五号様式」に改め、同条を第六条とする。

第十五条を削る。

第十六条中「別記第二十一号様式」を「別記第六号様式」に、「別記第二十三号様式」を「別記第七号様式」に改め、同条を第七条とする。

第十七条中「別記第二十五号様式」を「別記第八号様式」に改め、同条を第八条とする。

第十八条中「別記第二十六号様式」を「別記第九号様式」に、「別記第二十六号の様式」を「別記第十号様式」に改め、同条を第九条とし、同条の次に次の一条を加える。

(医療保護入院等のための移送に関する診察記録)

第十条 法第三十四条第一項又は第三項の診察をした指定医は、医療保護入院等のための移送に関する診察記録票(別記第十一号様式)を作成し、速やかに知事に提出しなければならない。

第十九条を削る。

第二十条中「別記第二十八号様式」を「別記第十二号様式」に改め、同条を第十一条とする。

第二十一条中「第三十八条の第二項」の下に「において読み替えて準用する同条第一項」を加え、「別記第二十九号様式」を「別記第十三号様式」に改め、同条を第十二条とする。

第二十一条の第二項中「別記第二十九号の様式」を「別記第十四号様式」に改め、同条を第十三条とする。

第二十二条を削る。

第二十三条の見出し中「退院等請求書等」を「退院等請求書」に改め、同条第一項中「別記第三十二号様式」を「別記第十五号様式」に改め、同条第二項を削り、同条を第十四条とする。

第二十四条を削る。

第二十五条中「別記第三十五号様式」を「別記第十六号様式」に改め、同条を第十五条とする。

第二十六条の見出し中「仮退院申請等」を「仮退院申請」に改め、同条第一項中「別記第三十六号様式」を「別記第十七号様式」に、「所管保健所長(帰住地が岐阜市又は

県外である者にあつては知事)」を「知事」に改め、同条第二項を削り、同条を第十六条とする。

第二十七条の見出し中「転院申請等」を「転院申請」に改め、同条第一項中「別記第三十八号様式」を「別記第十八号様式」に、「措置保健所長等」を「法第二十九条第一項の規定による措置を採った保健所長」に改め、同条第二項を削り、同条を第十七条とする。

第二十八条第一項中「別記第四十号の様式」を「別記第十九号様式」に改め、同条第二項中「別記第四十一号様式」を「別記第二十号様式」に改め、同条を第十八条とする。

第二十九条中「規定による」を削り、「別記第四十二号様式」を「別記第二十一号様式」に改め、同条を第十九条とする。

第三十条を削る。

第三十一条中「別記第四十三号様式」を「別記第二十二号様式」に改め、同条を第二十条とする。

第三十二条第一項中「規定による」を削り、同条を第二十一条とする。

第三十三条第一項中「別記第四十四号様式」を「別記第二十三号様式」に改め、同条第二項を削り、同条を第二十二条とする。

第三十四条第一項中「規定による」を削り、同条第二項中「第三十二条第二項」を「第二十一条第二項」に改め、同条を第二十三条とする。

第三十五条中「規定による」を削り、同条を第二十四条とする。

第三十六条中「別記第四十七号様式」を「別記第二十四号様式」に改め、同条を第二十五条とする。

第三十七条及び第三十八条を削る。

第三十九条中「第二条、第七条、第九条、第十一条、第二十六条及び第二十七条」を「第四条、第五条、第十四条及び第十六条」に、「精神障害者又はその疑いのある者の居住地を所管する」を「管轄の」に改め、同条を第二十六条とする。

別表中「第十一条」を「第五条」に改める。

別記第一号様式を削る。

別記第二号様式中「減3歩」を「減2歩」に改め、「減歩割合」を「減歩」を削り、同様式を別記第一号様式とする。

別記第三号様式を削る。

別記第二十号様式中「第5条」を「第3条」に、「岐阜県知事 様」を「保健所長 様」に、「申し出」を「申出」に改め、同様式を別記第二十一号様式とする。

別記第二十一号様式から別記第六号の三様式をとり除く。

別記第二十号様式中「第7条」を「第4条」に、「

- i 親族又は一般人申請 (第22条)
- ii 警察官通報 (第23条)
- iii 検察官通報 (第24条)
- iv 保護観察所長通報 (第25条)
- v 矯正施設長通報 (第26条)
- vi 精神科病院管理若届出 (第26条の2)
- vii 医療観察法対象者 [指定通院医療機関管理若通報、保護観察所長通報] (第26条の3)
- viii 都道府県知事・政令都市市長職務警察 (第27条第2項)

- i 一般人申請 (第22条)
- ii 警察官通報 (第23条)
- iii 検察官通報 (第24条)
- iv 保護観察所長通報 (第25条)
- v 矯正施設長通報 (第26条)
- vi 精神科病院管理若届出 (第26条の2)
- vii 医療観察法対象者 [指定通院医療機関管理若通報、保護観察所長通報] (第26条の3)
- viii 保健所長職務警察 (第27条第2項)

改め、同様式を別記第三号様式とする。

別記第八号様式から別記第十四号様式をとり除く。

別記第十五号様式中「第1条」を「第5条」に改め、「岐阜県知事 様」及び「本 籍」を削り、同様式を別記第四号様式とする。

別記第十六号様式及び別記第十七号様式をとり除く。

別記第十八号様式中「第14条」を「第6条」に、「岐阜県知事 様」を「保健所長 様」に改め、同様式を別記第五号様式とする。

別記第十九号様式及び別記第二十一号様式をとり除く。

別記第二十一号様式中「第16条」を「第7条」に改め、同様式を別記第六号様式とする。

別記第二十二号様式をとり除く。

別記第二十三号様式中「第16条」を「第7条」に改め、同様式を記載上の留置事項第二号中「第33条の7第2項入院」に改め、「第33条の7第2項入院」に改め、同様式を記載上の留置事項第二十一号中「記録」を、「記録」に改め、同様式を別記第七号様式とする。

別記第二十四号様式をとり除く。

別記第二十五号様式中「第17条」を「第8条」に、「岐阜県知事 様」を「岐阜県精神保健福祉センター所長 様」に改め、同様式を別記第八号様式とする。

別記第二十六号様式中「第18条」を「第9条」に、「特定医師の採った」とを、「特定医師の採った」に改め、同様式を記載上の留置事項第一号中「第34条」を、「第34条」に改め、同様式を別記第九号様式とする。

別記第二十六号の二様式中「第18条」を「第9条」に改め、同様式を記載上の留置事項第八号中「記録」を、「記録」に改め、同様式を別記第十号様式とする。

別記第二十七号様式から別記第二十七号の三様式をとり除く。

別記第二十七号の四様式中「第19条」を「第10条」に改め、同様式を別記第十一号様式とする。

別記第二十七号の五様式及び別記第二十七号の六様式をとり除く。

別記第二十八号様式中「第20条」を「第11条」に改め、同様式を別記第十二号様式とする。

別記第二十九号様式中「第21条」を「第12条」に改め、同様式を別記第十三号様式とする。

別記第二十九号の二様式中「第21条の2」を「第13条」に改め、同様式を別記第十四号様式とする。

別記第三十号様式及び別記第三十一号様式をとり除く。

別記第三十二号様式中「第23条」を「第14条」に改め、同様式を別記第十五号様式とする。

別記第三十三号様式及び別記第三十四号様式をとり除く。

別記第三十五号様式中「第25条」を「第15条」に改め、同様式を別記第十六号様式とする。

別記第三十六号様式中「第26条」を「第16条」に改め、「岐阜県知事 様」をとり除き、同様式を別記第十七号様式とする。

別記第三十七号様式をとり除く。

別記第三十八号様式中「第27条」を「第17条」に改め、「岐阜県知事 様」をとり除き、「基つぎ」を「よる」に改め、同様式を別記第十八号様式とする。

別記第三十九号様式及び別記第四十号様式をとり除く。

別記第四十号のI様式中「第28条、第32条、第34条」を「第18条、第21条、第23条」に

岐阜県福祉友愛プール条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第五十三号

岐阜県福祉友愛プール条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県福祉友愛プール条例施行規則（平成二十八年岐阜県規則第五号）の一部を次のように改正する。

第十二条を第十三条とし、第六条から第十一条までを一条ずつ繰り下げ、第五条の次に次の一条を加える。

（条例第七条第一項の規則で定める者）

第六条 条例第七条第一項の規則で定める者は、次に掲げる者であつて、指定管理者が適当と認めたとする。

一 障害者

二 障害者の自立及び社会参加の支援等を目的とする団体（その目的のために利用する場合に限る。）

三 プールを利用する障害者の介助のためにプールを利用する者

四 前三号に掲げる者に準ずる者

別記第七号様式中「~~第7号~~」を「~~第7号~~」に改める。

別記第八号様式中「~~第7号~~」を「~~第8号~~」に改める。

別記第九号様式及び別記第十号様式中「~~第8号~~」を「~~第6号~~」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年公布の日から施行する。

教育委員会規則

岐阜県教育職員免許法施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年四月一日

岐阜県教育委員会
教育長 安 福 正 寿

岐阜県教育委員会規則第八号

岐阜県教育職員免許法施行規則の一部を改正する規則

岐阜県教育職員免許法施行規則（昭和三十七年岐阜県規則第四十八号・岐阜県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「の各号」を削り、「次の第一号」を「第一号」に改め、同項第六号中「第六条第一項の表備考第十号若しくは第十一号」を「第二条第一項の表備考第九号、施行規則第四条第一項の表備考第八号」に、「第十条の表備考第二号」を「第九条の表備考第三号」に改める。

付則付表第一から付則付表第十三までを次のように改める。

付則付表第 1 (法附則第 5 項、施行規則附則第 4 項)
(中学校教諭 1 種免許状の授与を受ける場合)

有すること を必要とす る免許状	基礎資格	必要と する在 職年数	最低修得単位数 教科に関する 専門的事項に 関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等			選択
				各教科の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	
中学校教諭 2種免許状	旧令による中学校高等女学校教員 免許状、 高等女学校免許状又は実業学校教員免許状 を有すること。 イ 修業年限 4 年の教員養成諸学校を卒業 したこと。 ロ 修業年限 4 年以上の専門学校を卒業し たこと。 イ 旧大学令 (大正 7 年勅令第 388 号) によ る学士の称号を有すること。 ロ 旧大学令 (大正 9 年勅令第 200 号) によ る学位を有すること。	10	4	1	1	1	4
		3	4	1	1	1	4
			4	1	1	1	4

(高等学校教諭専修免許状の授与を受ける場合)

有すること を必要とす る免許状	基礎資格	必要と する在 職年数	最低修得単位数 教科に関する 専門的事項に 関する科目	各教科の指導法に関する科目			選択
				各教科の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導の理論及び方法	教育相談 (カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。) の理論及び方法	
高等学校教諭 1 種免許 状	イ 修業年限 4 年の教員養成諸 学校を卒業したこと。 ロ 修業年限 4 年以上の専門学 校を卒業したこと。 イ 旧大学令による学士の称号 を有すること。	5	6	1	2	1	1
		1	4	1	3	1	1

ロ 旧学士令による学位を有すること。

備考 教科に関する専門的事項に関する科目、各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位については、付表第1イ備考第2号から第5号までの規定を準用する。

付則付表第2 (法附則第9項、施行規則附則第5項)
(高等学校において看護実習、家庭実習、情報実習、農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、福祉実習又は高船実習を担任する教諭の1種免許状の授与を受ける場合)

基礎資格	必要とする在職年数	最低修得単位数 教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目				選択
			各教科の指導法に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	
イ 大学において標題に掲げる実習に係る実業に関する学科を専攻し、短期大学士の学位を有すること又は文部科学大臣がこれと同等以上と認める資格を有すること。	3	家庭実習、情報実習又は福祉実習の教科にあつては、施行規則第5条第1項表備考第1号に掲げる各科目のうち5科目各1	1	2	1	1	
ロ 高等専門学校において標題に掲げる実習に係る実業に関する学科を専攻し、学校教育法(昭和22年法律第26号)第70条の8に定める進学士の称号を有すること。	3	上記以外の教科にあつては、施行規則第5条第1項表備考第1号に掲げる各科目1以上を含むこと。					
ハ 高等学校において標題に掲げる実習に係る実業に関する学科を修めて卒業すること又は文部科学大臣がこれと同等以上と認める資格を有すること。	6						
ニ 9年以上標題に掲げる実習に関する実地の経験を有すること。	3						

備考 教科に関する専門的事項に関する科目、各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位については、付表第3備考の規定を準用する。

付則付表第 3 削除

付則付表第 4 (29年改正法附則第 8 項、施行規則附則第 10 項)
 (高等学校教諭 1 種免許状の授与を受ける場合)

有することを必要とする免許状	必要とする在職年数	最低修得単位数	教科に関する専門的事項に関する科目	最低修得単位数に含まなければならない科目の単位数		道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育相談(カウンセリング)に関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	選択	大学が独自に設定する科目
				各教科の指導法に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目					
	10	90	20	2	5		3		14	16
	11	85	19	2	5		3		13	15
	12	80	18	2	5		3		12	14
	13	75	17	2	4		3		11	14
	14	70	16	2	4		3		10	13
	15	65	15	2	4		2		10	12
	16	60	14	2	4		2		9	11
	17	55	13	2	4		2		7	10
	18	50	12	2	4		2		6	10
	19	45	10	1	3		2		7	9
	20	40	9	1	3		2		6	8
	21	35	8	1	3		2		4	7
	22	30	7	1	3		2		3	6
	23	25	6	1	3		1		3	5
	24	20	5	1	2		1		3	5
	25	15	4	1	2		1		2	4
	26	10	3	1	2		1			3

(高等学校において看護実習、家庭実習、情報実習、農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、福祉実習又は商船実習を担任する教諭の 1 種免許状の授与を受ける場合)

有することを必要とする免許状	必要とする在職年数	最低修得単位数	教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目	各教科の指導法に関する科目	教育の基礎	道徳、総合的な学習の時間等の指導法	選択
				各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目	各教科の指導法に関する科目	教育の基礎	道徳、総合的な学習の時間等の指導法	選択

標題に掲げる実習を担任する助教諭の臨時免許状	6	10	家庭実習、情報実習又は福祉実習の教科にあつては、施行規則第5条第1項表備考第1号に掲げる各科目のうち5科目各1上記以外の教科にあつては、施行規則第5条第1項表備考第1号に掲げる各科目1以上を含むこと。	5	1	2	1	1	1
導法に関する科目									
的理解に関する科目									
び生徒指導、教育相談等に関する科目									
生徒指導の理論及び方法									
教育相談 (カウンセリング) に関する基礎的な知識を含む。) の理論及び方法									
進路指導及びキャリア教育の理論及び方法									

備考 教科に関する専門的事項に関する科目、各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位については、付表第1イ備考第5号、第6号及び付表第3備考の規定を準用する。

付則付表第5 (29年改正法附則第11項、施行規則附則第11項)
(幼稚園教諭2種免許状の授与を受ける場合)

有することを必要とする免許状	基礎資格	必要とする在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に含まなければならない科目の単位数	領域に関する専門的事項に関する科目		保育内容の指導法又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目		選択
					道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	幼児理解の理論及び方法	教育相談 (カウンセリング) に関する基礎的な知識を含む。) の理論及び方法		
幼稚園助教諭臨時免許状	施行法第1条第1項の表第3号又は第2条第1項の表第24号の2の該当者	3	15	5	2	1	1	2	

(小学校教諭2種免許状の授与を受ける場合)

有することを必要とする免許状	基礎資格	必要とする 在職年数	最低修得 単位数	最低修得単位数に含まなければならない科目		最低修得単位数に含まなければならない科目		進路指導及びキャリア教育の理論及び方法
				教科に関する専門的事項に関する科目	音楽、図画工作又は体育の指導法に関する科目	各教科の指導法又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	
小学校 助教諭 臨時免許状	施行法第1条第1項の表第2号、第3号、第7号、第8号若しくは第9号又は第2条第1項の表第2号、第3号、第4号、第6号、第9号から第12号まで、第15号、第15号の2若しくは第24号の該当者	3	15	5	1	2	1	1

(中学校教諭2種免許状の授与を受ける場合)

有することを必要とする免許状	基礎資格	必要とする 職年数	必要とする 在職年数	最低修得単 位数	最低修得単位数に含まなければならない科目の単位数	最低修得単位数に含まなければならない科目の単位数

備考 教科に関する専門的事項に関する科目、各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位については、付表第1イ備考第1号及び第2号の規定を準用する。

付則付表第6 (29年改正法附則第12項、施行規則附則第11項)

(幼稚園教諭2種免許状の授与を受ける場合)

有することを必要とする免許状	基礎資格	必要とする 在職年数	最低修得単 位数	最低修得単位数に含まなければならない科目の単位数		最低修得単位数に含まなければならない科目の単位数	
				領域に関する	保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	教育の基礎的理解	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、選択

幼稚園助教諭臨時免許状	基礎資格 修業年限4年以上の教員養成諸学校又は専門学校卒業者	1	5	2	教育相談等に関する科目		1	2
					職年数	専門的事項に関する科目		

(小学校教諭2種免許状の授与を受ける場合)

有すること を必要とする 免許状	基礎資格	必要とする 職年数	最低修得単位数に 含まなければならない 科目の単位数	各教科の指導法に関する科目又は教諭教育の基礎的理解に関する科目等					
				音楽、図画 工作又は体育の指導法 に関する科目	教育の基礎 的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等 に関する科目	生徒指導の理 論及び方法	教育相談(カウ ンセリング)に関する基礎的な 知識を含む。)の理論 及び方法	進路指導及 びキャリア 教育の理論 及び方法
幼稚園助教諭臨時免許状	修業年限4年以上の教員養成諸学校若しくは専門学校卒業者、施行法第1条第1項の表第8号該当者又は旧大学令による学士の称号を有する者	1	5	1	2	1	1	1	

備考 教科に関する専門的事項に関する科目、各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位については、付表第1イ備考第1号の規定を準用する。

付則付表第7 (29年改正法附則第13項、施行規則附則第11項)
(小学校教諭2種免許状の授与を受ける場合)

有すること を必要とする 免許状	基礎資格	必要とする 職年数	最低修得単位数に 含まなければならない 科目の単位数	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等					
				音楽、図画 工作又は体育の指導法 に関する科目	教育の基礎 的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等 に関する科目	生徒指導の理 論及び方法	教育相談(カウ ンセリング)に関する基礎的な 知識を含む。)の理論 及び方法	進路指導及 びキャリア 教育の理論 及び方法

	目	科目	び指導法	論及び方法	ンクに関する基礎的な知識を含む。) の理論及び方法	キヤリア教育の理論及び方法
小学校助教諭臨時免許状	5	5	1	2	1	1

備考 教科に関する専門的事項に関する科目、各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位については、付表第1イ備考第1号の規定を準用する。

付則付表第8 (29年改正法附則第15項)
(中学校教諭1種免許状の授与を受ける場合)

1以上の教科について有することを必要とする免許状	最低修得単位数	教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目
中学校教諭の専修又は1種免許状	5	施行規則第4条第1項の表備考第1号に掲げる各科目それぞれ1単元以上計10	受けようとする免許教科の指導法5

備考 教科に関する専門的事項に関する科目、各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位については、付表第1イ備考第2号の規定を準用する。

付則付表第9 (29年改正法附則第16項)
(高等学校教諭専修免許状の授与を受ける場合)

1以上の教科について有することを必要とする免許状	最低修得単位数	教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目
高等学校教諭の専修免許状	5	施行規則5条第1項の表備考第1号に掲げる各科目5	受けようとする免許教科の指導法1	24

(高等学校教諭1種免許状の授与を受ける場合)

1以上の教科について有することを必要とする免許状	最低修得単位数	教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等
高等学校教諭の専修又は1種免許状	5	施行規則5条第1項の表備考第1号に掲げる各科目5	受けようとする免許教科の指導法1

備考

- 1 教科に関する専門的事項に関する科目、各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位については、付表第1イ備考第3号の規定を準用する。
- 2 大学が独自に設定する科目の単位については、付表第1イ備考第5号の規定を準用する。

付則付表第10 (29年改正法附則第17項)

(特別支援学校教諭1種免許状(視覚障害者に関する教育領域)の授与を受ける場合)

有することを必要とする免許状	必要とする在職年数	最低修得単位数	特別支援教育に関する科目
旧法第5条第1項別表第1又は第6条第2項別表第7による盲学校2種免許状	3	4	施行規則第7条第1項の表第2欄に掲げる科目 2
施行規則第7条第1項の表第3欄に掲げる科目		2	

(特別支援学校教諭1種免許状(聴覚障害者に関する教育領域)の授与を受ける場合)

有することを必要とする免許状	必要とする在職年数	最低修得単位数	特別支援教育に関する科目
旧法第5条第1項別表第1又は第6条第2項別表第7による聾学校2種免許状	3	4	施行規則第7条第1項の表第2欄に掲げる科目 2
施行規則第7条第1項の表第3欄に掲げる科目		2	

(特別支援学校教諭1種免許状(知的障害者に関する教育領域、肢体不自由者に関する教育領域、病弱者(身体虚弱者を含む。))に関する教育領域)の授与を受ける場合)

有することを必要とする免許状	必要とする在職年数	最低修得単位数	特別支援教育に関する科目
旧法第5条第1項別表第1又は第6条第2項別表第7による養護学校2種免許状	3	4	施行規則第7条第1項の表第2欄に掲げる科目 2
施行規則第7条第1項の表第2欄に掲げる科目		2	

備考 特別支援教育に関する科目の単位については、付表第6備考の規定を準用する。

付則付表第11 (29年改正法附則第18項、施行規則附則第12項)

(養護教諭2種免許状の授与を受ける場合)

有することを必要とする免許状	基礎資格	必要とする在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に関する科目	養護教諭に含まなければならない科目の単位数
				養護教諭の基礎的理解に関する科目	特別支援教育に関する科目
				道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目
				生徒指導の理論及び方法	教育相談(カウンセリング)に関する基礎的な知識を含む

(保健の教科についての高等学校教諭1種免許状の授与を受ける場合)

有することを必要とする免許状	基礎資格	必要とする在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に含まなければならない科目の単位数	各教科の指導法に関する科目		教育の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目		選択	大学が独自に設定する科目
					各教科の指導法に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目		生徒指導の理論及び方法	教育相談(カウンセリング)に関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法		
保健の教科についての高等学校教諭1種免許状	看護師養成施設のうち修業年限2年のものを卒業して看護師法第7条第3項の規定により看護師の免許を受けていること。	6	60	13	2	4	2	2	2	8	11
		7	55	12	2	4		2		7	10
		8	50	11	2	4		2		6	9
		9	45	10	2	3		2		5	9
		10	40	9	2	3		2		4	8
		11	35	8	2	3		2		3	7
		12	30	7	2	3		1		3	6
		13	25	6	2	3		1		2	5
		14	20	5	1	2		1		2	5
		15	15	4		2		1		1	4
		16	10	3		2		1			3

備考

- 1 教科に関する専門的事項に関する科目、各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位については、付表第1イ備考第3号の規定を準用する。
- 2 大学が独自に設定する科目の単位については、付表第1イ備考第5号の規定を準用する。

付表第一から付表第七までを次のように改める。

付表第1

法別表第3

〔施行規則第11条(同条第1項の表備考第3号及び第4号を除く。)、第13条及び第14条〕

幼稚園教諭1種免許状の授与を受ける場合)

有することを必要とする免許状	必要とする 職年 数	最低修得 単位数	最低修得単位数に含まなければならない科目の単位数		大学が独自に設 定する科目	
			領域に関する専門的 事項に関する科目	保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解 に関する科目等		
幼稚園教諭2種免許状	5	45	4	2	18	6
	6	40	4	2	17	5
	7	35	3	2	14	5
	8	30	3	2	12	4
	9	25	2	1	12	4
	10	20	2	1	10	3
	11	15	1	1	8	3
	12	10	1	1	6	2

(幼稚園教諭2種免許状の授与を受ける場合)

有することを必要とする免許状	必要とする 職年 数	最低修得 単位数	最低修得単位数に含まなければならない科目の単位数						
			領域に関する専門的 事項に関する科目	保育内容の基礎的 理解に関する 科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、 教育相談等に関する科目	幼児理解の理 論及び方法	教育相談(カウンセリ ング)に関する基 礎的な知識を含む。)の理論及び方法	選択	
幼稚園助教諭臨時免許状	6	45	5	6				2	22
	7	40	4	6				2	19
	8	35	4	5				2	17
	9	30	3	5				2	14
	10	25	3	3				1	14
	11	20	2	2				1	11
	12	15	2	2				1	9
	13	10	1	1				1	6

(小学校教諭1種免許状の授与を受ける場合)

有することを必要と 必要とする職年 最低修 最低修得単位数に含まなければならない科目の単位数

する免許状	数	得単位	最低修得単位数に含まなければならない科目の単位数		選択	大学が独自に設定する科目		
			教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等				
小学校教諭2種免許状			4	6	2	1	12	5
			4	5	2	1	11	5
			3	5	2	1	9	4
			3	4	2	1	8	4
			2	3	1	1	8	3
			2	2	1	1	7	3
			1	1	1	1	6	2
			1	1	1	1	6	2
			1	1	1	1	4	2
			1	1	1	1	4	2
			1	1	1	1	4	2
			1	1	1	1	4	2

(小学校教諭2種免許状の授与を受ける場合)

有することを必要とする免許状	必要とする在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に含まなければならない科目の単位数		選択	大学が独自に設定する科目		
			教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等				
小学校教諭臨時免許状			4	12	1	4	6	2
			4	11	1	4	4	4
			3	10	1	3	4	2
			3	9	1	3	3	2
			2	8	1	2	3	1
			2	7	1	2	2	1
			1	6	1	1	1	1
			1	4	1	1	1	1
			1	4	1	1	1	1
			1	4	1	1	1	1
			1	4	1	1	1	1
			1	4	1	1	1	1
			1	4	1	1	1	1

(中学校教諭1種免許状の授与を受ける場合)

高等学校助教諭臨時 免許状	数	専門的 事項に 関する 科目	導法に關す る科目	的理解に關 する科目	導、教育相談等に関する科目		科目	
					生徒指導の理 論及び方法	教育相談(カウンセ リングに関する基 礎的な知識を含 む。)の理論及び方 法		進路指導及び キャリア教育 の理論及び方 法
5	45	10	2	5	3		2	8
6	40	9	2	5	2		2	7
7	35	8	2	4	2		2	7
8	30	7	2	4	2		1	6
9	25	6	1	3	1		2	5
10	20	5	1	3	1		2	4
11	15	4	1	2	1		1	4
12	10	3	1	2	1			3

備考

- 1 小学校教諭普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、国語(書字を含む。)、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語(英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語に分ける。)の教科に関する科目のうち1以上の科目について修得するものとする。
- 2 中学校教諭普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する専門的事項に関する科目の単位の取得方法は、施行規則第4条第1項の表備考第1号に掲げる免許教科の種類に応じ、それぞれ定める教科に関する専門的事項に関する科目について、幅広く修得するよう努めなければならない。
- 3 高等学校教諭普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する専門的事項に関する科目の単位の取得方法は、施行規則第5条第1項の表備考第1号に掲げる免許教科の種類に応じ、それぞれ定める教科に関する専門的事項に関する科目について、幅広く修得するよう努めなければならない。
- 4 削除
- 5 幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の大学の単位の修得方法については、施行規則第2条第1項の表備考第14号の規定を準用する。
- 6 高等学校教諭1種免許状の授与を受けようとする者が、施行規則第11条第1項の表備考第2号の適用を受ける場合にあつては、同号に規定する4単位に不足する単位数を各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位数に加えた単位数が13単位以上の場合、各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)2単位、教育の基礎的理解に関する科目6単位及び道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目(生徒指導の理論及び方法、教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。))の理論及び方法、進路指導及びキャリア教育の理論及び方法に限る。)3単位を必修とし、残りを選択として修得するものとし、当該単位数が12単位以下の場合、当該不足する単位数を選択して修得するものとする。

【 法別表第3
 ロ 施行規則第11条第1項の表備考第3号、第12条、第13条及び第14条
 (幼稚園教諭1種免許状の授与を受ける場合)]
 有することを必要とす | 必要とする任職年数 | 最低修得 | 最低修得単位数に含まなければならない科目の単位数

有する免許状	単位数	領域に関する専門的 事項に関する科目	保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的 理解に関する科目等 教育の基礎的理解に関する科 目	選択	大学が独自に設定す る科目	
						11
幼稚園教諭2種免許状	3	25	2	1	1	6
	4	20	2	1	1	5
	5	15	1	1	1	4
	6	10	1	1	1	2

(小学校教諭1種免許状の授与を受ける場合)

有することを必要とする免許状	必要とする在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に含まなければならない科目の単位数	教育の基礎的理解に関する科目等		大学独自に設定する科目
				選択	選択	
小学校教諭2種免許状	3	25	2	3	1	8
	4	20	2	2	1	7
	5	15	1	1	1	6
	6	10	1	1	1	4

(中学校教諭1種免許状の授与を受ける場合)

有することを必要とする免許状	必要とする在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に含まなければならない科目の単位数	教育の基礎的理解に関する科目等		大学が独自に設定する科目
				選択	選択	
中学校教諭2種免許状	3	25	6	1	1	8
	4	20	5	1	1	6
	5	15	4	1	1	5
	6	10	3	1	1	3

(高等学校教諭1種免許状の授与を受ける場合)

有することを必要とする免許状	必要とする在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に含まなければならない科目の単位数	教育の基礎的理解に関する科目等		大学が独自に設定する科目
				選択	選択	
有することを必要とする免許状	3	25	6	1	1	8
	4	20	5	1	1	6
	5	15	4	1	1	5
	6	10	3	1	1	3

高等学校助教諭臨時免許状	事項に関する科目	する科目	生徒指導の理論及び方法	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		
3	25	5	1	3	1	2	8
4	20	4	1	3	1	2	6
5	15	4	1	2	1	2	5
6	10	3	1	2	1		3

備考 この表に規定する単位の修得方法については、付表第1イ備考各号の規定を準用する。

ハ 〔 法別表第3
 施行規則第11条第1項の表備考第4号、第12条、第13条及び第14条
 〕
 (保健の教科についての中学校教諭1種免許状の授与を受ける場合)

有することを必要とする免許状	必要とする在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に含まなければならない科目の単位数	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等		大学が独自に設定する科目	
				最低修得単位数に関する専門的事項に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目		道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目
保健の教科についての中学校教諭2種免許状	3	25	6	1	1	8	4
	4	20	5	1	1	6	3
	5	15	4	1	1	5	3
	6	10	3	1	1	3	2

備考 この表に規定する単位の修得方法については、付表第1イ備考第2号及び第5号の規定を準用する。

付表第2
 イ 〔 法別表第4
 〕
 施行規則第15条第1項
 (中学校教諭1種免許状の授与を受ける場合)

有することを必要とする免許状	最低修得単位数	最低修得単位数	
		教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目
中学校教諭の専修又は1種免許状		施行規則第4条第1項表備考第1号に掲げる各科目それぞれ1単位以上計20	受けようとする免許教科の指導法8
(中学校教諭1種免許状の授与を受ける場合)			最低修得単位数

中学校教諭の専修、1種又は2種免許状	教科に関する専門的事項に関する科目 施行規則第4条第1項表備考第1号に掲げる各科目それぞれ1単位以上計10	各教科の指導法に関する科目 受けようとする免許教科の指導法3
--------------------	--	-----------------------------------

(高等学校教諭1種免許状の授与を受ける場合)		
有することを必要とする免許状	最低修得単位数	各教科の指導法に関する科目
高等学校教諭の専修又は1種免許状	教科に関する専門的事項に関する科目 施行規則第5条第1項表備考第1号に掲げる各科目それぞれ1単位以上計20	各教科の指導法に関する科目 受けようとする免許教科の指導法4

備考

- 1 法別表第4備考第4号の適用を受ける者の教科に関する専門的事項に関する科目の単位は、選択とする。
- 2 この表に規定する単位の修得方法については、付表第1イ備考第2号及び第3号の規定を準用する。

ロ [法別表第4] (高等学校教諭1種免許状(保健体育)の授与を受ける場合)		
有することを必要とする免許状の事項の種類	最低修得単位数	各教科の指導法に関する科目
柔道又は剣道	教科に関する専門的事項に関する科目 生理学(運動生理学を含む。)、衛生学・公衆衛生学、学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。) それぞれ1単位以上を含み計16	受けようとする免許教科の指導法3

(高等学校教諭1種免許状(工業)の授与を受ける場合)		
有することを必要とする免許状の事項の種類	最低修得単位数	各教科の指導法に関する科目
情報技術、建築、インテリア又はデザイナー	教科に関する専門的事項に関する科目 職業指導1単位以上を含み計16	受けようとする免許教科の指導法3
(高等学校教諭1種免許状(商業)の授与を受ける場合)		
有することを必要とする免許状の事項の種類	最低修得単位数	各教科の指導法に関する科目
情報処理又は計算実務	教科に関する専門的事項に関する科目 職業指導1単位以上を含み計16	受けようとする免許教科の指導法3

付表第3 [法別表第5] [施行規則第16条] (中学校において職業実習を担任する教諭の1種免許状の授与を受ける場合) 有することを必要とする必要とする在職年数 最低修得 教科に関する専門的事項に関する科目 各教科の指導法に関する科目又は教諭の		
--	--	--

る免許状	単位数	教育の基礎的理解に関する科目等
標題に掲げる職業実習を担任する教諭の2種免許状	3	産業概説1、職業指導1、「農業、工業、商業、水産」のうち2科目各2及び「農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、商船実習」のうち2科目各2
	4	産業概説1、職業指導1、「農業、工業、商業、水産」のうち2科目各2及び「農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、商船実習」のうち2科目各2

(中学校において職業実習を担任する教諭の2種免許状の授受を受ける場合)

基礎資格	その他の基礎資格	必要とする職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に含まなければならない科目の単位数	各教科の指導法に関する科目				各教科の基礎的理解に関する科目		道徳、総合的な学習の科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等		選択
					各教科の指導法に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の科目及び指	生徒指導の理論及び方法	教育相談等に関する科目	教育相談(カウンセリング)に関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		
有することを必要とする免許状					1	3	1		2			3	
標題に掲げる職業実習を担任する助教諭の臨時免許状		6	20	産業概説1、職業指導1、「農業、工業、商業、水産」のうち2科目各2及び「農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、商船実習」のうち2科目各2	10	1	3	1		2		3	
		7	15	産業概説1、「農業、工業、商業、水産」のうち2科目各2及び「農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、商船実習」のうち2科目以上各	8	1	2	1		1		2	

る他の科目の単位をもってあてることができる。

付表第4

〔 法別表第6
施行規則第17条 〕

(養護教諭1種免許状の授与を受ける場合)

基礎資格	その他の基礎資格	必要とする在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に含まなければならない科目の単位数		養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目		選択	大学が独自に設定する科目	
				養護に関する科目	栄養学(食品学を含む。)	学校保健又は養護概説	選択			教育の基礎的理解に関する科目
養護教諭2種免許状	保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号。以下「看護師法」という。)第7条第1項の規定により保健師の免許を受け2種免許状を受けている者 施行規則第17条第1項の表備考の適用を受ける者	1	10	2	1	1	1	1	1	2
		3	20	2	2	2	2	2	2	2
		4	15	2	2	2	1	2	1	2
		5	10	2	2	2	2	2	1	1
		1	10	2	1	1	1	1	1	1
(養護教諭2種免許状の授与を受ける場合)										
基礎資格		必要とする在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に含まなければならない科目の単位数		養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目		選択	大学が独自に	
有することを必要とする免許状		その他の基礎資格		養護に関する科目	栄養学	学校保健	教育の基礎	道徳、総合的な学習	大学が独自に	

養護別教諭臨時免許状(法別表第6備考第3号に掲げる者を含む。)	看護師法第7条第3項の規定により看護師の免許を受けている者	6	30	2	2	2	8	2	2	2	2	2	2	2	4	2	
		7	25	2	2	2	6	2	2	2	2	2	2	2	3	2	
		8	20	2	2	2	4	2	2	2	2	2	2	2	2	1	
		9	15	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	
		10	10	2	2	2									1		
			10	2	1	1											

備考 養護に関する科目、養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目の単位の修得方法については、施行規則第10条の2第2項の規定を準用する。

付表第5

〔法別表第6の2
施行規則第17条の2〕

(栄養教諭1種免許状の授与を受ける場合)

基礎資格	必要とする在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に含まなければならない科目の単位数	養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目		その他の基礎資格とする免許状	
				栄養に係る教育に関する科目	養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目	その他の基礎資格	必要とする在職年数
栄養教諭2種免許	3	40	32	2	2	2	2
	4	35	27	2	2	2	2

状	5	30	22	2	2	2
	6	25	17	2	2	2
	7	20	12	2	2	2
	8	15	7	2	2	2
	9	10	2	2	2	2
法別表第6の2備考の適用を受ける者		8		2	2	2

付表第6

〔 法別表第7
施行規則第18条 〕

(特別支援学校教諭1種免許状の授与を受ける場合)

有することを必要とする免許状	必要とする在職年数	最低修得単位数	特別支援教育に関する科目 施行規則第7条第1項の表第2欄に掲げる科目	施行規則第7条第1項の表第3欄に掲げる科目	選択
特別支援学校教諭2種免許状	3	6	3	2	1

(特別支援学校教諭2種免許状の授与を受ける場合)

有することを必要とする免許状	必要とする在職年数	最低修得単位数	特別支援教育に関する科目		
幼稚園、小学校、中学校又は高等学校教諭の普通免許状	3	6	施行規則第7条第1項の表第1欄に掲げる科目	施行規則第7条第1項の表第2欄に掲げる科目	施行規則第7条第1項の表第3欄に掲げる科目

備考

- 1 施行規則第7条第1項の表第2欄に掲げる科目の単位の修得方法は、特別支援教育領域のうち1又は2以上の免許状教育領域(授与を受けようとする免許状に定めることとなる特別支援教育領域をいう。)について、それぞれ次のイ又はロに定める単位を修得するものとする。
 - イ 視覚障害者又は聴覚障害者に関する教育の領域を定める免許状の授与を受ける場合にあつては、当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目(以下「心理等に関する科目」という。)並びに当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目(以下「教育課程等に関する科目」という。)について合わせて2単位以上
 - ロ 知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。以下同じ。)に関する教育の領域を定める免許状の授与を受ける場合にあつては、当該領域に関する心理等に関する科目並びに当該領域に関する教育課程等に関する科目について合わせて1単位以上
- 2 施行規則第7条第1項の表第3欄に掲げる科目は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育並びにその他障害により教育上特別の支援を必要とする者に対する教育に関する事項のうち、授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域に関する事項以

外の全ての事項を含むものとする(特別支援学校1種免許状を取得する場合を除く。)

付表第7

〔 法別表第8
施行規則第18条の2 〕

(幼稚園教諭2種免許状の授与を受ける場合)

有することを必要とする免許状

必要とする在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に含まなければならない科目の単位数
必要とする在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に含まなければならない科目の単位数
1	3	3

(小学校教諭普通免許状)

有することを必要とする免許状

必要とする在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に含まなければならない科目の単位数	
	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法
1	10	7	2
2	7	5	1
1	9	7	2
2	6	5	1

(中学校教諭2種免許状の授与を受ける場合)

有することを必要とする免許状

必要とする在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に含まなければならない科目の単位数	
	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法
1	10	7	2
2	7	5	1
1	9	7	2
2	6	5	1

大学が独自に設定する科目

最低修得単位数	最低修得単位数に含まなければならない科目の単位数	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	生徒指導の理論及び方法	教育相談(カウンセリング)に関する基礎的な知識を含む。の理論及び方法	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法
---------	--------------------------	-------------------------------------	------------	-------------	------------------------------------	---------------------

小学校教諭普通免許状	1	11	7	2		2	
	2	8	5	1		2	
	3	7	5	1		1	
高等学校教諭普通免許状	1	6		1	1	1	3
	2	5		1	1	1	2

(高等学校教諭1種免許状の授与を受ける場合)

有することを必要とする免許状	必要とする在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に含まなければならない科目の単位数				大学が独自に設定する科目
			各教科の指導法に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	生徒指導の理論及び方法	教育相談(カウンセリング)に関する基礎的な知識(を含む。)の理論及び方法	
中学校教諭普通免許状 (2種免許状を除く。)	1	9	1		2		6
	2	6	1		1		4

備考

1 各教科の指導法に関する科目の単位の修得方法は、小学校教諭の2種免許状の授与を受ける場合にあつては、国語(書写を含む。)、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語(英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語分ける。)の教科の指導法(幼稚園教諭の普通免許状を有する場合にあつては生活、中学校教諭の普通免許状を有する場合にあつてはその免許教科に相当する教科を除く。)について、1教科につき2単位を上限として修得するものとし、中学校教諭の2種免許状又は高等学校教諭の1種免許状の授与を受ける場合にあつては、それぞれ受けようとする免許教科ごとに修得するものとする。

2 高等学校教諭の普通免許状を有する者が中学校教諭の2種免許状の授与を受ける場合の大学が独自に設定する科目の修得方法は、国語の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては書道(書写を中心とする。)について1単位以上を、地理歴史の教科についての免許状を有する者が社会の教科に含まなければならない科目の単位数に相当する数の科目についてそれぞれ1単位以上を、公民の教科についての免許状を有する者が社会の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては物理学実験(コンピュータ活用を含む。)、化学実験(コンピュータ活用を含む。)、生物学実験(コンピュータ活用を含む。))及び地学実験(コンピュータ活用を含む。))のうち表中の最低修得単位数に含まなければならない科目の単位数に相当する数の科目についてそれぞれ1単位以上を、美術の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては工芸について1単位以上を、技術の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては木材加工(製図及び実習を含む。)、金属加工(製図及び実習を含む。))及び栽培(実習を含む。))のうち表中の最低修得単位数に含まなければならない科目の単位数に相当する数の科目についてそれぞれ1単位以上を修得するものとする。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

企業管理規程

岐阜県公営企業に係る企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成三十一年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県企業管理規程第一号

岐阜県公営企業に係る企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する規程

岐阜県公営企業に係る企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規程（昭和四十六年岐阜県企業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第十条を第十二条とする。

第九条中「に關しては」の次に「、次条及び第十一条に定めるもののほか」を加え、同条ただし書を削り、同条の次に次の二条を加える。

（取水作業等に従事する企業職員の勤務時間）

第十条 取水作業等に従事する企業職員の勤務時間は、四週間を平均して一週間の勤務時間を三十八時間四十五分とし、その割り振り、週休日及び休憩時間については、知事の承認を得て東部広域水道事務所長が別に定める。

（年次休暇の時季指定）

第十一条 知事は、企業職員の有する年次休暇（一の年における年次休暇の日数が十日以上である企業職員に係るものに限る。以下この条において同じ。）の日数のうち五日日については、基準日（十日以上の年次休暇を与えることとした日をいう。以下この条において同じ。）から一年以内の期間に、企業職員ごとにその時季を定めることにより与えなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、基準日から一年以内の特定の日（以下この項において「第一基準日」という。）に新たに十日以上の年次休暇を与えることとしたときは、履行期間（基準日を始期として、第一基準日から一年を経過する日を終期とする期間をいう。以下この条において同じ。）の月数を十二で除した数に五を乗じて得た日数について、当該履行期間中に、その時季を定めることにより与えることができる。
- 3 前項の履行期間が経過した場合においては、その経過した日から一年ごとに区分した各期間（最後に一年未満の期間を生じたときは、当該期間）の初日を基準日とみなして、第一項の規定を適用する。
- 4 企業職員に十日未満の年次休暇を与えることとした場合においては、その日数と合わせて十日以上の年次休暇が与えられることとなつた日を基準日とみなして、第一項の規定を適用する。
- 5 前各項の規定にかかわらず、勤務条件条例第四十二条第三項の規定の例により企業職員に年次休暇を与えることとした場合においては、当該与えることとした年次休暇の日数（当該日数が五日を超える場合には、五日）分については、時季を定めることにより与えることを要しない。
- 6 知事は、第一項から第四項までの規定により企業職員に年次休暇を時季を定めることにより与えるに当たつては、あらかじめ、これらの規定により当該年次休暇を与えることを当該企業職員に明らかにした上で、その時季について当該企業職員の意見を聴かなければならない。
- 7 知事は、前項の規定により聴取した意見を尊重するよう努めなければならない。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第九号

庁 中 一 般
各 現 地 機 関

岐阜県公文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十一年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県公文書規程の一部を改正する訓令

岐阜県公文書規程（昭和四十四年岐阜県訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。
目次中「第七十七条」を「第七十八条」に改める。

第一条第二項中「職員（）」の下に「第七十七条及び第七十八条を除き、」を加える。

第三条の二第一項第二号中「長期構想」を「清流の国ぎふ 創生総合戦略」に改める。

第三十五条第一項第一号三中「総合計画」を「清流の国ぎふ 創生総合戦略」に改める。

第七十七条の見出し中「補助執行職員等」を「補助執行職員」に改め、同条第一項中「及び議会事務局の職員」を削り、「労働委員会事務局又は議会事務局」を「又は労働委員会事務局審査調整課長又は議会事務局の課長」を「又は労働委員会事務局審査調整課長」に改め、「労働委員会事務局及び議会事務局の課長」を「及び労働委員会事務局」に改め、同条次に次の一条を加える。

（議会事務局職員の文書事務の処理）

第七十八条 議会事務局において知事の事務を執行する職員が文書事務を処理する場合における第一章及び第二章の規定の適用については、これらの規定中「部長」とあるのは「議会事務局長」と、「本庁の課長」とあるのは「議会事務局総務課」と、「本庁の課」とあるのは「議会事務局総務課」とする。

2 前項に規定する場合における往復文書の記号及び番号については、議会事務局長の定めるところによる。

別表第一地域振興課の項の次に次のように加える。

外国人活躍・共生社会推進課	外
---------------	---

別表第一女性の活躍推進課の項を次のように改める。

男女共同参画・女性の活躍推進課	男女
-----------------	----

別表第一畜産課の項中「畜産課」を「畜産振興課」に改め、同項の次に次のように加

える。

家畜防疫対策課	家防
---------	----

別表第一情報科学芸術大学院大学の項を削り、同表産業技術センターの項の次に次のように加える。

食品科学研究所	食研
---------	----

別表第一生活技術研究所の項の次に次のように加える。

情報科学芸術大学院大学	情大
-------------	----

附 則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

岐阜県訓令甲第十号

庁中一般
各現地機関

岐阜県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十一年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

第一条 岐阜県職員安全衛生管理規程（昭和五十三年岐阜県訓令甲第四号）の一部を次のように改正する。

第五条第三号中「、図書館長」を削り、同条第四号中「希望が丘こども医療福祉センター所長」を「産業医資格を有する希望が丘こども医療福祉センターの職員のうちから知事が指名する者（希望が丘こども医療福祉センターに当該資格を有する職員がない場合にあつては、その資格を有する職員のうちから知事が指名する者。以下同じ）」に改める。

第二十二条の二第一項及び第二項中「又は衛生管理者」を「衛生管理者（保健師

資格を有するものに限る。)又は規則第五十二条の十第一項第三号の検査を行うために必要な知識についての研修であつて厚生労働大臣が定めるものを修了した公認心理師」に改める。

別表第一総括安全衛生管理者が直接所管する所属の部中「図書館、」及び「精神保健福祉センター、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所及び発達障害者支援センター」を削り、同表地区安全衛生管理者が所管する所属の部図書館長が所管する所属の項を削り、同部希望が丘こども医療福祉センター所長が所管する所属の項中「精神保健福祉センター、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所及び発達障害者支援センター」を削る。

別表第二希望が丘こども医療福祉センター所長の項健康管理医の欄中「希望が丘こども医療福祉センター所長」を「産業医資格を有する希望が丘こども医療福祉センターの職員のうちから知事が指名する者」に改め、同項中「希望が丘こども医療福祉センターを除く。」を削り、同表知事が必要と認める者の項中「岐阜県福祉・農業会館」を削り、「図書館、岐阜保健所及び希望が丘こども医療福祉センター」を「及び岐阜保健所」に改める。

第二条 岐阜県職員安全衛生管理規程の一部を次のように改正する。

第五条第三号中「及び希望が丘こども医療福祉センター所長」を「希望が丘こども医療福祉センター所長及び産業技術総合センター所長」に改める。

別表第一地区安全衛生管理者が所管する所属の部に次のように加える。

産業技術総合センター所長が所管する所属	産業技術総合センター
---------------------	------------

附則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成三十一年五月一日から施行する。

平成三十一年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社